

会議項目	説明機関	質問項目		質問項目の内容	回答
2 国の原子力規制の現状について	原子力規制庁	1	UPZ住民の避難等の予防的防護措置について	第3回会合の参考資料1（P.10）の「2. 屋内退避についての判断に当たって考慮する事項の論点 II. 屋内退避実施後の判断に関する論点（4）その他の状況における判断事項」において、原子力災害対策指針（関係記述を抜粋）として、「第3 緊急事態応急対策（2）～省略～全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則としてPAZと、プラントの状況に応じてUPZの一部の範囲において、住民等に対して避難等の予防的防護措置を行う。」と記載されている。 しかしながら、本検討においては、UPZの一部の範囲における住民等に対して避難等の予防的防護措置について具体的な検討がされていないため、UPZは原則屋内退避との本検討趣旨と齟齬が生じかねないため、原子力災害対策指針におけるこの部分の解釈（具体的な「プラントの状況に応じて予防的に避難」する状況（例えば準PAZ等））を示していただきたい。 →再質問 今後検討される原子力災害対策指針等の改正において、このUPZにおける予防的な避難についての修正等もあると思う。別途この検討について実施していただきたい。	UPZは全面緊急事態の時点で屋内退避を実施することが基本となっている。一方、原災指針にも記載の通り、全面緊急事態の時点でプラントの状況に応じて、UPZにおいても予防的に避難をすることもあり得る。例えば、炉心が損傷し格納容器が早期に破損して大量の放射性物質の放出が避けられないと予想されるような場合には、放射性物質の放出前にPAZだけではなくて、発電所に近いUPZの一部においても、予防的に避難することが想定される。しかし、今回の屋内退避検討チームにおいては、重大事故等対策が奏功した場合、言い換えると、大量の放射性物質の放出を避けることができた場合の屋内退避の運用のあり方に焦点を絞って検討を行ったので、UPZにおける予防的な避難に関する検討は行っていない。 なお、各地域の緊急時対応において設定される準PAZというものは、地理的な制約から全面緊急事態の時点でPAZに準じて避難などの防護措置を講じる区域として設定されているものなので、先ほど説明したプラントの状況に応じた予防的防護措置とはまた異なるものである。 →再質問に対する回答 承知した。
		2	積雪による遮蔽効果について	大雪時の屋内退避に不安を感じる住民も多いことから、屋内退避時の積雪による遮蔽効果について科学的根拠をもって具体的に示していただきたい。 積雪による遮へい効果については、これまでの論文等による科学的根拠を持った数値により示すことは難しいものと理解しているが、原子力規制庁において、同重量の水がある場合の遮蔽効果と同等程度であり、積雪時は無雪時よりも屋内退避の効果が高い等の科学的根拠が示される検証等を実施していただきたい。	積雪の遮蔽効果については、平成29年に防護措置の実効性向上に関する委託研究を行っており、その成果から、積雪の量や密度によって違いはあるものの、積雪に一定の遮蔽効果があることが明らかになっている。一方、屋根などの家屋の形状や積雪の量や状況に応じて積雪の遮蔽効果は異なるものだと考えられるため、さらなる検証を国として行うことは現在考えていない。 また、委託研究の内容だが、地面に放射性物質が沈着して、その上に雪が5cm、10cm積もり、その隣にある建物の中にいた場合、どの程度の被ばく低減効果があるのかということを試算をしたものである。雪がない場合でも平均すれば5割程度以下に低減されるということがベースになる。その上で5cm、10cm積もった場合で計算している。 しかし、降雪した後には雪が降って、放射性物質が降ってくるようなケースもあり、この場合は、遮蔽効果は当然ない。
		3	PAZにおける屋内退避と避難について	原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ&Aの6－9の問において、「何らかの事情によりPAZにおいてすぐに避難ができない場合には、被ばくによるリスクと、被ばく以外の健康等へのリスクを比較考量して、最適な防護措置を判断することが重要」は承知している。 しかしながら、PAZは予防的に避難することが前提のため、PAZとUPZの屋内退避の防護措置では目的や手法が異なると理解しており、屋内退避後の避難への切り替え等の具体的な運用等について別途検討会等を開催し、示していただきたい。 →回答後に要望 PAZが自然災害により屋内退避をせざるを得なくなり、その後避難に切り替える、ということは全国どこでもありうることで、具体的な運用について検討会等で検討していただきたい。	Q&Aには、自然災害などによってPAZから避難ができない場合には、自然災害による直接的な人命へのリスクを避けることを優先し、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動として屋内退避をすることが基本であるといった意味で記載をしているものである。しかし、PAZについてはあくまで避難をすることが基本の防護措置であるため、屋内退避実施後に安全に避難できる状況が整った段階、例えば大雪や台風で避難ができず、屋内退避を実施した場合には気象状況が好転して道路啓開が行われ、且つ避難用の車両などが用意された段階や安全に避難できる準備が整った時点で、速やかに避難へ切り替えることになる。一方、その具体的な運用などについては、各地域の緊急時対応などの中で地域の実情に応じて検討されるべきものであり、柏崎刈羽地域の緊急時対応案の中でそういう考えが示されているものと承知している。なお、UPZについては、自然災害に対する安全を確保した後に屋内退避を実施したとしても、屋内退避中の生活の維持が困難と判断された場合を除いて屋内退避を継続することが基本となっている。

会議項目	説明機関	質問項目		質問項目の内容	回答
2 国の原子力規制の現状について	原子力規制庁	4		現在、原子力災害対策指針においては、「UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。」とされているが、今回の屋内退避の運用に関するQ&Aにおいては、UPZ外では、大量の放射性物質が放出される極めて稀な事故の状況以外は屋内退避の必要はないとされているが、表現を改めた理由を教えてください。	原災指針の記載だが、「事態の進展等に応じて」とあるのは、大量の放射性物質が放出されるような事態の発生を意味しており、そのような場合にはUPZ外でも屋内退避が必要になると考えられる。一方、新規制基準が適用された原子力発電所においては重大事故等対策が奏功する蓋然性は相当程度高いと考えており、現実の放射性物質の放出規模も、原災指針が想定しているような大量の放出規模よりも小さくなると考えている。そのため、UPZ外で屋内退避が必要になるほど大量の放射性物質が放出されるような事態は現状ではほぼ想定されないと考えている。そこで、Q&Aでは原災指針の記載の意味がより明確となるように、UPZ外では屋内退避の必要はありませんと記載した後に「極めて稀な状況の例外はある」という記載をした、というのが経緯である。
				→再質問 原災指針を改正する時は記載内容等が変更されたりすることはあるのか。	→再質問に対する回答 今回の検討チームを踏まえて、原災指針において、UPZは屋内退避が基本だということをもう少し明確にしたいと思っている。今回、重大事故等対策の効果をある程度検証しており、原子力規制委員会としても重大事故等対策の有効性の評価を新規制基準の審査の中で確認している。重大事故等対策が用意されている以上、UPZ外での屋内退避の可能性はだいぶ小さく抑えられてることが明確となった。ただし、原災指針は、重大事故等対策が奏功する場合と奏功しない場合も含めて、あらゆる事態にも対応できるように様々なことを想定して記載してところがあるため、メリハリが分かるような形で運用をしていきたいと考えている。
		5	UPZ外の屋内退避について	本市では、今年度、市民向けの原子力災害時の対応方法を周知するためのチラシを全戸配布する予定です。 チラシ作成にあたっては、今般の検討チームの報告書の内容を基に掲載することとしておりますが、報告書のQ&Aの51ページにおいて「UPZ外においては、原発の重大事故等対策が奏功する場合に、屋内避難する必要はない」旨の回答を、国からの見解として伝えたいと考えております。 また、Q&Aのただし書きとして、「極めて稀な事故の状況に限り、屋内退避の指示が出る」との見解が示されているため、事前にその方法等についてもチラシに掲載したいと考えております。 その上で、以下についてご教示ください。 ①重大事故等対策が奏功した場合、風向きによってブルームの通過経路になる時の屋内避難の必要性の有無とその理由 ②極めて稀な事故が起こった際のヨウ素剤配布の必要性の有無と、必要な場合、事前にその具体的な配布方法について周知しておく必要性の有無	まず1点目だが、屋内退避検討チームで実施したシミュレーションでは、重大事故等対策が奏功した場合にはUPZ内の被ばくが最も大きくなるケースにおいても、被ばく線量は最大でも実効線量で10ミリシーベルトを少し超える程度であり、UPZ内における被ばく線量は、十分に低くなる蓋然性が高いことが分かった。したがって、UPZよりさらに外側のUPZ外の地域では原子力施設から十分な距離があるために、重大事故等対策が奏功した場合に放出された放射性物質のブルームが通過するとしても、その通過経路での屋内退避は不要であると考えられる。 続いて2点目だが、大量の放射性物質が放出されるような極めて稀な事故、これは重大事故等対策が奏功しなかった場合のことを想定しているが、そういう場合においては緊急時モニタリングの結果を踏まえつつ、UPZ外においても原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布、服用を判断することはあり得ると考えている。しかしながら、新規制基準が適用された原子力発電所においては重大事故等対策が奏功する蓋然性は相当程度高いと考えているため、大量の放射性物質が放出されるような事態は回避できると考えられ、UPZ外で安定ヨウ素剤を服用する必要があるが生じる事態はほぼ想定されないと考えている。したがって、UPZ外の住民に対して、あらかじめ安定ヨウ素剤の具体的な配布方法を周知する必要はないと考えられるが、最終的には各自自治体で必要性の有無を改めて判断していただきたい。なお、安定ヨウ素剤の確保については、各地域において、PAZそしてUPZの地域に居住している住民数の3倍程度の数を備蓄しており、それでもヨウ素剤の数が不足する場合には、内閣府の原子力防災担当が整備している全国の流通備蓄を活用して必要量を確保することが定められている。
				→再質問 どういうことに基づいて市町村がどういう判断をするのかについて教えてください。	→再質問に対する回答 UPZ外に放射性物質が放出されて安定ヨウ素剤の服用が必要となるような事態はあまり想定されないと考えている。それぞれの市町村において、緊急配布ができる体制の構築に取り組むことができるのならば、事前の準備としては非常に重要なことである。ただし、必ずやってくださいということではなく、緊急配布の可能性は極めて低いものであるが、自治体の事情、あるいは住民の考え、気持ちなどを考慮して、緊急配布の体制を自ら構築していかうと判断される場合は、是非実施していただきたい。
		6	原子力災害対策指針について	原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームの報告を受けて、原子力災害対策指針の見直しなどがあるかご教示いただきたい。	令和7年4月2日の原子力規制委員会において、屋内退避検討チームの検討結果を報告し、その検討結果を踏まえて原災指針を改正する方針を了承いただいたので、現在、原子力規制庁にて原災指針の改正案について検討を進めている。屋内退避中の一時的な外出など、屋内退避の運用を原災指針に盛り込む改正を予定している。今後のスケジュールだが、6月中を目標に、原子力規制委員会に原災指針の案を諮り、その案でパブリックコメントを開始してもいいと了承が取れた後、パブリックコメントを行い、そこでいただいた意見などを踏まえて、秋頃を目途に改正を行いたいと考えている。
				本年4月2日の原子力規制委員会において、各地域の地域防災計画を変更する必要があるものではないとの考えが示されたが、自治体側の対応の要否についてあらためて確認させていただきたい。	屋内退避検討チームでの検討は、屋内退避の運用に係る原子力規制委員会の判断について検討したものである。そのため、今回の検討結果を踏まえて各地域の地域防災計画などを直ちに変更する必要があるとは考えていない。
		8		屋内退避の運用に関する報告書が取りまとめられた一方で、複合災害の対策については、引き続き検討チームとは別の枠組みで議論を進めるとの方向性が示されたが、当該議論の今後のスケジュールや最終的なアウトプットのイメージ等について、教えてください。	屋内退避検討チームでは、これまで決まっていなかった屋内退避の運用について、一定の具体的な運用を明らかにすることができたと考えている。一方で、複合災害時の対応など、今後の課題をいくつか記載している。例えば、複合災害時に屋内退避を効果的に運用するためには、物資の供給、避難所の耐震化、人的な支援の面で自然災害への備えと連携した対応をとることが重要である。今後、内閣府の原子力防災担当などの関係省庁との更なる連携強化を進めることを考えている。現状では、議論のポイントを整理しつつ、今後の検討の進め方など、スケジュールも含めて内部で検討している状況であり、今後、検討が必要となる事項ごとに対応していきたいと考えている。 今回、屋内退避の検討チームの報告書がまとまったが、原子力規制委員会で検討した防護措置の基本的な考え方を、内閣府が各地域の実情に応じた具体的な運用を緊急時対応などで示していくことを考えており、柏崎刈羽地域の緊急時対応のQ&A集など、屋内退避検討チームで検討した屋内退避の運用の考え方を引用しており、基本的な考え方と具体的な運用といった関連性を持った形で国として対応している。
		9	今後の取組について	「屋内退避中の生活の維持に必要な民間等の事業活動については、今後も原子力防災担当部局とも連携して検討する」とあるが、当地域は、原子力災害時における避難路の除雪体制の確立等の大きな課題も抱えている。民間事業者の活動の担保について、リスクがまったくないと断言できない中、自治体に責任を負わせることなく、国がしっかりと方針を示すことを要望する。	今回検討した屋内退避の運用を効果的に実行するためには屋内退避中の民間事業者の活動継続が重要である。屋内退避中にも住民の生活を支えるための事業者の活動は継続できると整理したことがまず一つのポイントである。実際に活動するためにどのようなことが必要かということは原子力防災担当部局とともに、関係省庁とともに、関係省庁とともに連携強化を進めていきたい。原子力災害時の除雪体制、避難などのための輸送体制の考え方については、柏崎刈羽地域の緊急時対応案の中でも一部示されているものと承知している。
				原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合の結果について、丁寧に地元説明する必要と思われるが、地元で対面方式の説明会は可能か。	6月1日に柏崎市、6月7日に長岡市で住民説明会が予定されているが、原子力規制庁から屋内退避検討チームの報告書の内容について説明する予定である。また、6月22日に柏崎市で予定されている原子力防災セミナーでは原子力規制委員会の伴委員が放射線リスクについて講演を行う予定である。対面での説明会の要望については、自治体からの要請があれば積極的に伺いたいと考えている。
		11		屋内退避中の生活の維持に民間事業者の活動が不可欠だが、民間事業者へ理解促進のための取り組みが必要ではないか。	今回の屋内退避検討チームでは、まず屋内退避中にも民間事業者の方々の活動は可能であると整理した。その上で、実際に民間事業者に活動継続の必要性を理解していただき、屋内退避指示中にも活動を継続をしていただく。そのために何が必要かということについては、原子力防災担当部局と共に関係省庁と連携して議論のポイントを整理したり、今後の議論の進め方、スケジュールについての検討を行っているところである。
				検討チームの会合において伴委員から「住民にも何を優先すべきか、適切な行動がとれるように理解して貰う必要がある。住民への普及啓発は掛け声だけではいけないと思っている」という発言があった。住民への普及啓発はどのように行っていくのか。	屋内退避検討チームで検討した屋内退避の運用について、実際に防護措置を行う住民に理解していただくことが重要だと認識している。そのため、まずは屋内退避の運用に関しての検討結果をスライド資料としてまとめたり、報告書と共に屋内退避の運用に関するQ&Aを作成して原子力規制委員会のウェブサイトでも公表している。この資料を活用して、柏崎市、長岡市における住民説明会でも原子力規制庁から屋内退避検討チームの検討結果について説明する予定である。また、6月22日の原子力防災セミナーでは、伴委員からも放射線リスクについて直接講演を行う予定である。今後も、自治体から要望があれば、原子力規制庁として積極的に説明に伺いたいと考えている。

会議項目	説明機関	質問項目		質問項目の内容	回答
2 国の原子力規制の現状について	原子力規制庁	13	特定重大事故等対処施設の設置期限について	特定重大事故等対処施設の設置期限を設計・工事計画認可後「5年」とした経緯と根拠を教えてください。	特重施設の経過措置期間は、原子力規制委員会で特重施設に安全上の重要性、事業者が新たに設置するにあたり必要な期間等を総合的に判断して設定したものであり、事業者との意見交換なども踏まえて5年と設定した。その5年に対して、「本当に5年でいいのか。変更の必要はないのか。」という議論も行っている。平成31年度の第5回の原子力規制委員会の中で、更田委員（当時）から「事業者のCEOとの意見交換会に私も出席していて、聞いた話は結局掘ってみたら岩が固かったとか、云々ということだけれども、そうであるのだったら工事計画認可に対して工事計画の変更申請がまずあってしかるべきだし、申請しているものにおいて、工事計画は一切変更されていなく、期限までに間に合う計画が表明されています。それでいて、参酌に足るべき状況変化があったとは考えられないので、これは5年間の経過措置期間に関して議論変更する余地はないと思っています。」と発言しており、他の委員もこの意見に賛同している。
		14	通常検査について	衛星電話の不具合や火災など、柏崎刈羽原発では不適切事案が多発している。白判定となり、今後追加検査を実施予定となっているが、通常の検査でも、より一層厳しい検査をするべきではないか。原子力規制庁の現時点の考えを教えてください。	まず規制事務所における日常検査の話をする、と、どんなところが重要でどんなところにリスクがあるか、このような情報を活用して、安全上重要度の高い事業者の活動に重点を置きながら監視を行っている。その上で衛星電話や火災、その他トラブルに関しても、事業者による発生原因の分析や、その結果を踏まえた対応などを勘案し、日常検査の監視対象を選定する際にフィードバックしている。今後もこのような取り組みを継続して、事業者の安全確保に係る活動を的確に監視していく。補足すると、検査にはサンプル数というものがあるが、柏崎刈羽原発は本来やるべき5倍ほど実施し、事業者の安全活動を監視してきたし、今後も続けていきたい。
		15	被ばく線量シミュレーションについて	新規制基準が奏功した場合を想定してシミュレーションを行っているが、奏功しなかった場合のシミュレーションは行わないのか。	重大事故対策が奏功しないケースについては、平成26年度に新規制基準を超えるセシウムが100テラ相当ベクレル、希ガスは全量放出という形でシミュレーションを実施している。平成26年度のシミュレーションに相対する形で屋内退避検討チームで重大事故対策が奏功するケースを示した。
		16	シミュレーションにおける漏洩率について	格納容器の圧力によって漏えい率を変えているが、漏えい率によってシミュレーション結果がかなり変わってくると思う。シミュレーションでの漏えい率の考え方について教えてください。	事故が起きて格納容器の中の温度圧力が上昇すると、格納容器の漏えい率に応じて放射性物質が出てくる。特に初期の段階は温度圧力が極めて高い状況となるので放出量が多く、温度圧力が下がってくると放出量は小さくなる。だからと出てくるのが実際である。しかし、今回のシミュレーションでは厳密な形でシミュレーションするのではなく、1週間分の放出量を24時間という短時間で放出するという極めて保守的な前提のもので計算しているため、結果的には数字が高いことになったのかもしれない。全体を把握するためには厳密性を要求したものでなくてもいいだろうという技術的判断のもとで今回のシミュレーションを実施した。

会議項目	説明機関	質問項目		質問項目の内容	回答
3 新潟県の原子力防災対策について	新潟県	1	被ばく線量シミュレーションについて	新潟県バス協会と新潟県の協定では、運転手の線量管理について計画被ばく状況における平時の一般公衆の被ばく線量限度である1mSv/年を目安としている。一方で今回のシミュレーション結果においてUPZは、IAEAの包括的判断基準である実効線量100mSv/週を下回るとしているが、1mSv/週を上回るケースが見られる。屋内退避を行っている民間事業者の線量限度を超えてしまうことに住民は不安を感じるのではないかと。それぞれの線量の基準の考え方について説明していただきたい。	シミュレーションで示した100ミリシーベルト/週、ないし50ミリシーベルト/週という基準は、IAEAが示している避難または屋内退避等の防護措置を行うための基準であり、この基準を超えると人体に影響を与える可能性があるということで防護措置の一つの目安になる。バス協会と締結している1ミリシーベルト/年の上限は、実際に業務として協力していただく目安として、国のガイドラインで示されているものであり、防護措置の判断する基準とは別に考えていただく必要がある。
		2		今回、県から示された屋内退避の低減効果は、ケース2・5では10%となっており、従来、内閣府が示してきた「一般的な木造住宅での放射線の被ばく量の低減効果は半分程度」と比べ、大きく乖離した数値となっている。 これまで、屋内退避の遵守について、住民に理解を求めてきた自治体にとって、これほどの大きな差が生じたことについては、素直に受け止め難い。とらえようによっては、「屋内退避の効果は、条件によりあまり期待できない」とのイメージを植え付けてしまうのではないかと危惧している。 この効果の相違について、県はどう分析し、今後、県民に屋内退避の低減効果について、どう説明していく考えなのかお尋ねしたい。	被ばく線量シミュレーションの結果は、前提となる放射性物質の量や種類、計算方法によって異なる。県のシミュレーションはセシウムの放出量が少なく、揮発性の希ガスの放出量が大きい事故を想定したものとなっている。特にケース2とケース5は、（フィルタベントの使用により）被ばくのほとんどが上空のブルーム中の希ガス由来となるため、木造家屋の低減効果が10%程度になった。内閣府の示した結果は福島事故のようなセシウムの放出量が多く、地面にも多く沈着したケースを想定していることから（地面方向からの放射線量が多くなり）、低減効果は半分程度といっている。いずれにせよ、屋内にいれば被ばく量は低減されるので、屋内退避は重要だということは伝えていただきたい。本編資料の34ページに木造住宅の低減効果を紹介しているので県民に誤解を与えないような説明に留意していきたい。また、概要資料の2枚目に、鉄筋コンクリート建物はかなりの低減効果があることを記載している。さらに、発電所から10キロ圏内以内で整備している放射線防護対策施設は鉄筋コンクリートで陽圧化をしており、被ばく量が10分の1以下に下がるため、放射線防護対策施設施設を併用した対策を考えていくことも大事である。
		3		原子力規制庁は重大事故等対策が奏功する前提でシミュレーションを実施している。県のシミュレーションも「国シミュレーションの手法を基に」とあるが、県も重大事故等対策が奏功する可能性が高いという認識なのか。	福島第一原発事故のようなことは二度と起こさないという考えの基に新規制基準が整備され、その基準に基づいて柏崎刈羽原発も二重、三重、四重の安全対策を講じられている。過度の想定をすると、かえって不安を煽るだけだと県議会で知事も答弁している。実際に新規制基準を運用し、その信頼性、重要性を一番認識した原子力規制庁のシミュレーションの前提は合理的なものだと考えている。 原子力規制庁がシミュレーションを行ったが、柏崎刈羽地域の気象条件でやると結果はどうなるのか、ということが議論になったので、柏崎刈羽原発の条件を当てはめてシミュレーションを行った。この結果を使い、避難計画の理解向上をしっかりとやっていきたい。 （補足）原子力規制庁が平成26年度に実施したセシウムが100テラベクレル放出されたケースのシミュレーションについて、県も同じケースでシミュレーションを行い、報告書の31ページに結果を記載してある。PAZの一部で基準を上回る場所があったが、UPZでは上回る場所はなかった。
		4		新潟県独自の想定として、7日後ベントもシミュレーションした意図を教えてください。放射性物質の放出まで7日間の猶予があり、さらにUPZは大きな被ばくを避けることができることがわかると、屋内退避をせずに普通に外出する市民や自主避難する市民も多く出るのではないかと。被ばく線量シミュレーションの結果と併せて、屋内退避の必要性についてもしっかりと周知してほしい。	2020年6月に行われた県技術委員会で、東京電力から代替循環冷却の使用により14日ほど（フィルタベントの使用による）放射性物質の放出に耐えられるという説明があったが、技術委員会では7日として評価した。県として、柏崎刈羽原発の現実的な運用でのシミュレーションもやる必要があると考え、ケース3のシミュレーションを実施した。7日耐えたことによって、放出される放射線量は低く抑えられる結果となった。 次に、屋内退避の有効性だが、今回のシミュレーション結果から、屋内退避はしっかりと効果があるということが言えると思う。UPZの範囲では、屋外にいてもIAEAの基準を超えないが、屋内にいた方がより低減効果がある。IAEAの基準を超えていないとはいえ、より低い方がいいという考え方もある。現在の避難計画では、全面緊急事態になった段階で一旦屋内退避になるが、一定程度は屋内退避指示に反して行動される方がいると思う。無理に避難することで本来起こらない事故、ならなくてもいい健康被害があったのが福島事故である。このシミュレーションの結果を使いながら避難計画に基づいた行動をとることが大事だということを市町村と連携しながら周知していきたい。
		5	計画の見直しについて	能登半島地震を踏まえた防災対策検討会の報告書を反映させるため、新潟県地域防災計画の修正が予定されているとのことですが、原子力対応における計画の見直しも検討されているかご教示いただきたい。	「令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会」の報告書を踏まえた地域防災計画等の見直しだが、災害発生時の情報発信について、発電所に異常がない場合など、安全な情報を含めて電力事業者が県や市町村に情報連絡することをしっかりと明記すること、そして、防災教育を推進するため、新潟県独自の表記を国の表記に統一を図ることを考えている。スケジュールについては、4月に実施した担当者会議の時に説明したとおり、おおよそ秋頃を目処に変更したいと考えている。
		6	今後の取組について	能登半島地震により、原子力災害への住民の不安は一層強くなったと感じている。災害対策を進めると同時に住民への普及啓発にも取り組んでいただきたい。 原子力災害は避難所の環境や備蓄物資等の自然災害の対策がされていることが前提となっている。原子力災害の観点からも本検討会で再確認された課題の解決について、関係機関と連携し、引き続き取り組んでいただきたい。	能登半島地震では、志賀原発で原子力災害が起きたわけではないが、屋内退避ができないくらい家屋が倒壊した印象が強いため、あの地域で原子力災害が本当に起きていたらどうだったのかという不安がある。実際に原子力災害が発生した場合は、近隣の指定避難所に逃げることになるが、放射線防護対策施設など、指定避難所の強化の話を詰めているところである。 能登半島地震の検討会で委員から指摘されたが、混乱を招いた一つの要因として、届けたい方に情報が届いてなかったということがあった。危険な情報だけでなく、安心できる情報もしっかりと届け取組を事業者、県、市町村と連携してしっかりとやっていきたい。 避難所の環境整備や備蓄物資の話だが、通常、自然災害として3日程度の備蓄物資を確保するという基本的な考え方があるが、屋内退避を考えた時に、その3日で十分なのかという議論がある。内閣府が昨年度から自然災害で備蓄している3日分に、屋内退避として必要な4日分を追加し、計1週間分揃えられる事業に取り組んでおり、昨年の段階で一部の市町村から申請があり、既に整備しているところがある。
		7		報告書の内容に関し、原子力災害との複合災害時の対応の「取組の方向性」として、シェルターの設置について県から国に対して要望を行い、対応について協議を進めているとの記載があるが、このシェルターとはどのようなものを想定し、県内にどの程度設置することを考えているのか、教えてほしい。 同じく、取組の方向性として、原子力規制委員会の「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」の報告書で示された一時的な外出への対応について検討していくとあるが、何を検討するのか教えてほしい。	1点目のシェルター整備についてだが、放射線防護対策施設はこれまで10キロ圏内しか整備できなかったが、UPZは全て豪雪地域で30キロ圏内も孤立の恐れがあることから、昨年6月に県が国に要望書を提出し、対象範囲が拡大となった。もう一つの核として、自分の家では屋内退避できない方が近隣の指定避難所となる小中学校の体育館に避難するが、体育館にも一定の効果があるような防護対策が整備できないかという要望もしている。その制度がないため、どのような形でできるのか、内閣府と協議しているところである。 屋内退避検討チームの9月の中間報告で一時的な外出の新しい考え方が出て、県も市町村も具体的な例示や留意点など、細かい運用について要望を上げた。原災指針にどのような形で取り込まれるかによって、県の地域防災計画の原子力災害対策編に反映する必要が出てくるので、原子力規制庁の動きを注視している。県の計画に盛り込むことになれば、当然市町村に情報提供していきたい。一時外出についてはまだ疑問が残るため、原子力発電関係団体協議会で住民説明と運用手順の整理について要望を上げている。
		8		民間事業者による除雪は屋内退避の継続などに必要不可欠である。原子力災害時も民間事業者による除雪が行われるよう、県として、どのように取り組んでいくか教えていただきたい。	今回、取りまとめられた緊急時対応案では、除雪や道路啓開などは民間事業者ができる範囲内でやっていただき、できなくなったら自衛隊の実動部隊がやるという基本的な考え方が記載されているが、どこまで民間事業者からやっていただくかが重要となる。県では、除雪業者の県団体への説明を進めているところだが、県団体の理解が深まった後、各地域にある支部団体に説明していくことを考えている。 先の話になるが、除雪業者の団体の理解が深まった後、既に協定を結んでるバス協会やハイヤー・タクシー協会と同じように県の訓練や研修会への参加、場合によっては必要な資機材の整備などを行っていきたい。

会議項目	説明機関	質問項目		質問項目の内容	回答
3 新潟県の原子力防災対策について	新潟県	9	県民意識調査について	県民意識調査では、県民投票条例の際に議論となった二者択一では把握できない県民の「不安」や「思い」をくみ取ることができような調査の実施をお願いしたい。 →再質問 多くの県民の意向を把握できるよう、調査数をできるだけ多くしていただきたい。また、県民意識調査の結果は、市町村毎に分けて情報提供していただきたい。	知事は、柏崎刈羽原発の問題についてリーダーとして判断する時に、ただ賛成、反対というだけではなく、条件付きの賛否など、多様な意見を把握していかなければならないと発言しており、多様な意見を把握する手法の1つとして県民意識調査がある。現時点で具体的にいつからどのような内容で始まるかは決まっていないが、多様な意見を把握できる調査になるように検討している。実施する段階で市町村に詳しく説明する場面を作りたいと思うが、現在検討中ということをご理解いただきたい。 →再質問に対する回答 地域性のグラデーションは調査の中で見えてくるのではないかと考えている。そこが見えてくるような設問項目を考えていかなければならない。その結果については、地域ごとの集計ができると思うので、要望は持ち帰らせていただきたい。
		10	知事の意向とまとめについて	知事は従前から立地自治体以外の意向を取りまとめると言われており、当研究会からは取りまとめる具体的な方法を、できるだけ早期に示していただくよう要望してきた。その後知事は、市町村長との意見交換を行うと発言されているが、その方法や時期はまだ示されていないことから、早期に情報提供をお願いしたい。 また、市町村長との意見交換は、公聴会や県民意識調査の後に実施いただくことで、議論が深まると考えるがどうか。	先週の知事の記者会見で、5月21日の魚沼地域の懇談会を皮切りに、首長の意見を聞いてみたいと発言していた。魚沼地域を皮切りに、これから順次行われるブロック別の懇談会で意見を聞いていくのだと思う。ブロック別懇談会の1回で終わるのかどうかはわからないが、まずはブロック別懇談会で意見を聞き、状況を見て、もう一回り大きい集まりで意見を聞くということもあると思う。
		11		被ばく線量シミュレーションの結果の公表を受け、知事の言う再稼働議論の材料が出そろったという報道もある。しかし、屋内退避検討チームの報告書には検討課題が残っており、国と県の道路協議の場におけるUPZの避難路整備の方向性もまだ見えて来ない。県としてこれらの課題にどのように取り組んでいくか、現時点の方針を教えてください。	屋内退避の考え方は検討チームの報告書を踏まえて、原子力規制庁が原災指針の改定に向けて進めているが、原子力規制庁の取組を注視しながら、シミュレーションの結果をもとに屋内退避の有効性を説明しながら、避難計画の理解を進めていきたいというのが現在の考えである。 避難路の整備については、まずは優先すべき取り組みが俎上に上がっており、現在は予算をつけて調査してるのが実態である。UPZの避難路整備の問題は県も忘れていない。ある程度形が見えた段階で改めてUPZ自治体と相談したい。

会議項目	説明機関	質問項目		質問項目の内容	回答
4 国の原子力防災対策について	内閣府	1	原子力災害時の水防活動について	出水期に原発事故が発生して屋内退避または一時移転の指示が出た際に、河川の増水等で水防活動を実施しなければならない場合、誰が河川管理をし、適切かつ継続的な水防活動を実施するのか。水防団は一般市民から編成されている。豪雪対応のように、自衛隊が各市町の水防団の代わりに活動してくれるのか。もし大河津分水が破壊したら、新潟平野は関屋分水路に至るまで浸水する。そもそも、国土交通省北陸地方整備局による原発事故対応の水防計画が無ければならないと考えるが存在するのか。緊急時対応の中に、その項目すらないのは疑問である。	まずは命に直結する自然災害の対応を優先するという考え方を基本としながら、民間事業者ができる範囲で活動していただく。原子力発電所は洪水のハザードマップのエリアではない。UPZに大河津分水があり、基本的には活動ができる状況であれば活動していただき、できない状況であれば自衛隊の投入ということになる。屋内退避検討チームの運用で屋内退避中でも、民間活動をできることが明らかになったが、フィルタベントなど放射性物質が放出する直前に活動するのは困難となる。水防の運用は国土交通省北陸地方整備局が担当していると考えられるが、国家公務員の被ばく線量基準は人事院規則で50ミリシーベルトと定められており、災害対策本部の中で適切な運用を検討していきたい。
		2		柏崎刈羽地域ならではの大雪を踏まえた内容であり、現時点で最大限のものと認識しているが、避難の実効性等の残された課題について、引き続き取り組んでいただきたい。また、住民への理解が進むと同時に様々な意見や課題が浮き彫りになってくると考える。住民の意見や訓練等を踏まえて継続的にブラッシュアップしていただきたい。	緊急時対応は当然継続的に見直していきたい。より分かりやすく説明するためにQA集を作成した。QA集は長文にすると長く書きすぎて分からない、短く書くと何が言いたいのか分からないという話があったため、回答文は端的に答える形にし、回答の背景を知りたい人は解説を見てもらうという2段構成にしている。これが全てとも思っていないため、訓練の中で見つかったものを見直していくなど、継続的に見直していきたい。一番前面に立ってる市町村と連携しながらより良いものにしていきたいと考えている。
		3	緊急時対応の見直しについて	緊急時対応は20回の作業部会を経て10年の時を経てまとめられたと聞く。今後、県民説明会やいくつかの手順を踏んで、案が取れる段階が来ると考えている。「今後も見直しをする」との説明があったが、上位計画の改定がない場合に、誰がどのタイミングで見直しの判断をするのか、今後の予定を教えてください。 →再質問 改正の必要性が発生した時点で作業部会を開催するのか。	既に2回、3回と改定をしている地域もある。5月2日で作業部会がなくなるわけではない。他地域の例を見ると、改定をする理由は様々である。改定が必要かどうかは作業部会で関係者と意見交換しながら進めていく。何か月に1回開催するなど固まったものがあるわけではないが、改定の必要性を市町村と議論しながら進めていきたい。また、他の地域がどのような改定をしてるのかということは内閣府のホームページを御覧いただきたい。 →再質問に対する回答 作業部会は開催時期の明確な決まりはないが、通常は定期的に開催している。
		4		今回は県主催の説明会だが、国が前面に立った国主催の説明会をしてほしい。	国が前面に立って説明をするというのが大事である。今回、県民主権の説明会となった背景を説明すると、内閣府が独自に説明会をすることも検討・準備をしていた。しかし、新潟県がシミュレーション結果について説明することになり、県のシミュレーションは原子力規制庁のシミュレーションが基になっているため、今回はまとめて県主催の説明会として開催した方がいいのではないかと、ということから県主催の説明会となった経緯がある。内閣府主催で説明会を開催しないということではなく、内閣府の説明が必要とあれば、内閣府自身でも説明会を開催したいと考えている。国が前面立って説明するべきという指摘だと思うが、当然そのとおりだと理解している。
		5		UPZ外については、事態の進展に応じて屋内退避や避難等を実施することになっているが、柏崎刈羽原発で事故が発生し、放射性物質の放出の恐れがあれば、避難の指示を待たずに避難行動をとる市民が少なからず出てくると思われることから、PAZ・UPZ内から段階的に避難を行うことについて、市民・県民が理解できるよう丁寧に説明していただきたい。	避難が必要な人、屋内退避が必要な人、屋内退避がいない人ということについて、分かりやすく説明することが大事だと考えている。原子力事故の何が一番怖いかというと、放射性物質が見えないところである。水害であれば一般の方でも水位で分かると思うが、放射性物質は目に見えない恐怖がある。新潟県が県内にモニタリングポストを設置しているので、しっかりと情報提供することが大事だと考えている。国としても不安を煽らないような対応が必要だと考えている。自主避難者の受け入れが必要になれば、対応していかなければいけないが、避難が精神的にも肉体的にも非常に負担がかかるため、逃げなくていい人が逃げることによって、渋滞に巻き込まれて健康を害される、事故に遭うというリスクがあることを、住民説明会などで丁寧に説明していきたいと考えている。
		6	今後の取組について	緊急時対応を取りまとめた段階では住民の理解は不十分だと考える。現在、開催が決まっている住民説明会以降も引き続き住民への理解促進に取り組んでいただきたい。自治体単位の説明会もするのか。	現時点で日程が決まっている説明会は6月1日、7日の県民説明会である。これで説明会が終わりというつもりはなく、必要があれば説明会を実施していきたい。原子力規制庁にも質問があったが、国から説明して欲しいという場面があれば、我々も積極的に出て説明をしていきたい。防災と安全規制で一番違うところは、実際に防災を担う人が住民だということにある。住民や民間事業者の理解があって、実際にオペレーションができる。説明会をやってほしいというリクエストがあれば積極的に対応していきたい。
		7		緊急時対応では、大雪時の除雪を始めとする避難経路の確保について、民間事業者に可能な範囲で行ってもらうこととなっているが、そういった内容について事業者の理解が進んでいないと感じている。このことに対する国や県の認識と今後の対応を確認したい。建設業協会との協定締結には至っておらず、国が主体的に取り組んでほしい。内閣府としての取組を回答してほしい。	民間事業者の協力は不可欠であり、関係団体に説明しなければいけない。今回、屋内退避検討チームの報告書がまとまり、緊急時対応案がとりまとまったため、説明するには非常にいいタイミングだと考えている。自治体任せではなく、内閣府も出向いて説明する予定であり、どのルートで説明したらいいのか県とも相談しているところである。民間事業者に対しては、被ばくを強いることは難しいため、どこまで作業していただけるかという相談になる。1ミリシーベルトという目安の中でどこまで活動できるのかなど丁寧に説明したい。
		8		緊急時対応（案）は、現時点で記載できるものを取りまとめたものと認識している。対応（案）では、最後は自衛隊を含め実働部隊が対応すると記載しているが、例えば、大雪時の除雪体制や地震時の道路啓開、屋内退避を継続する上での食料の確保、医療体制性の確保など民間事業者の協力は不可欠である。緊急時対応の実効性をより向上させるためにも国が前面に立ち、万が一の原子力災害時に民間事業者からも協力いただける体制整備に向け取り組んでいただきたい。また、その結果も踏まえ、緊急時対応やQAも随時更新してほしい。 →回答後に再要望 説明があったように放出前後で大きく変わる。フィルタベント後は実動組織という説明もあったが、逆に言えば放出前であれば、民間事業者が活動できると言える。民間事業者がいつまで活用できるかということを明確に示した上で、協定締結も含めて、民間事業者の協力について国が前面に立って整備体制を整えていただきたい。	原子力災害といっても放射性物質の放出前後で大きくフェーズが違う。施設敷地緊急事態や全面緊急事態の最初の段階では放射性物質は放出されていない。原子力災害イコール放射性物質が放出というわけではないため、放出前までに何ができるのか、放出した後はどうするのか、の両面が大事である。この点を丁寧に説明していくのは大事であり、民間事業者や住民向けにQA集の充実を定期的に行っていきたい。